

宮北地区防災計画



令和5年10月作成
宮北地区防災会

目次

はじめに

1 地区の概要

- (1) 地区の範囲及び人口世帯数 1
- (2) 地震・津波 2
- (3) 風水害 15

2 防災活動

- (1) 宮北地区防災会規約 18
- (2) 平常時における防災活動 21
- (3) 中長期的な活動予定 22
- (4) 防災研修会の実施状況 23
- (5) 防災訓練の実施状況 24
- (6) その他の実施状況 25
- (7) 災害時における防災活動 26

3 資料編

- (1) 災害時の情報入手先 27
- (2) 宮北地区防災士資格取得数（補助金利用） . . . 28
- (3) 宮北地区防災資機材リスト 28
- (4) 避難行動の考え方 29

はじめに

和歌山市に影響をおよぼす災害として、南海トラフによる海溝型地震や中央構造線による内陸直下型地震、台風や集中豪雨による風水害等が想定される。

宮北地区は、南海トラフ地震の発生により川沿いの一部が浸水する想定であり、大雨によって紀の川の氾濫が発生した際は地区の全域で被害が想定されている。

本計画では地域の実情に即したものとするため、具体的な情報を盛り込むことで、万一の場合に対応できるように安全に避難する計画を策定するものである。

1 地区の概要

(1) 地区の範囲及び人口世帯数

①地区の範囲

黒田、黒田一丁目、黒田二丁目、友田町三丁目、友田町四丁目、友田町五丁目、納定、吉田

②地区内の人口世帯数

・人口：6,693人 ・世帯数：3,714世帯
(令和5年4月1日現在の国勢調査基準人口世帯数)

(2) 地震・津波

① 防災マップ 津波

防災マップ° 地震・津波編
本町・中之島・四箇郷・宮北を参照

https://www.city.wakayama.wakayama.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/036/436/menu_1/gyousei/sougobosai/bosaimap/page/jishin/11_jishin_map.pdf

図1 宮北地区防災マップ°(津波)

②和歌山市地区津波避難計画

第1節 地域状況の把握

第1 津波浸水想定区域

当該地区の津波浸水想定区域は、和歌山県が公表した、「南海トラフ巨大地震」の津波浸水想定結果による。

その結果、図2に示すとおり、川沿いの一部が浸水する想定となった。

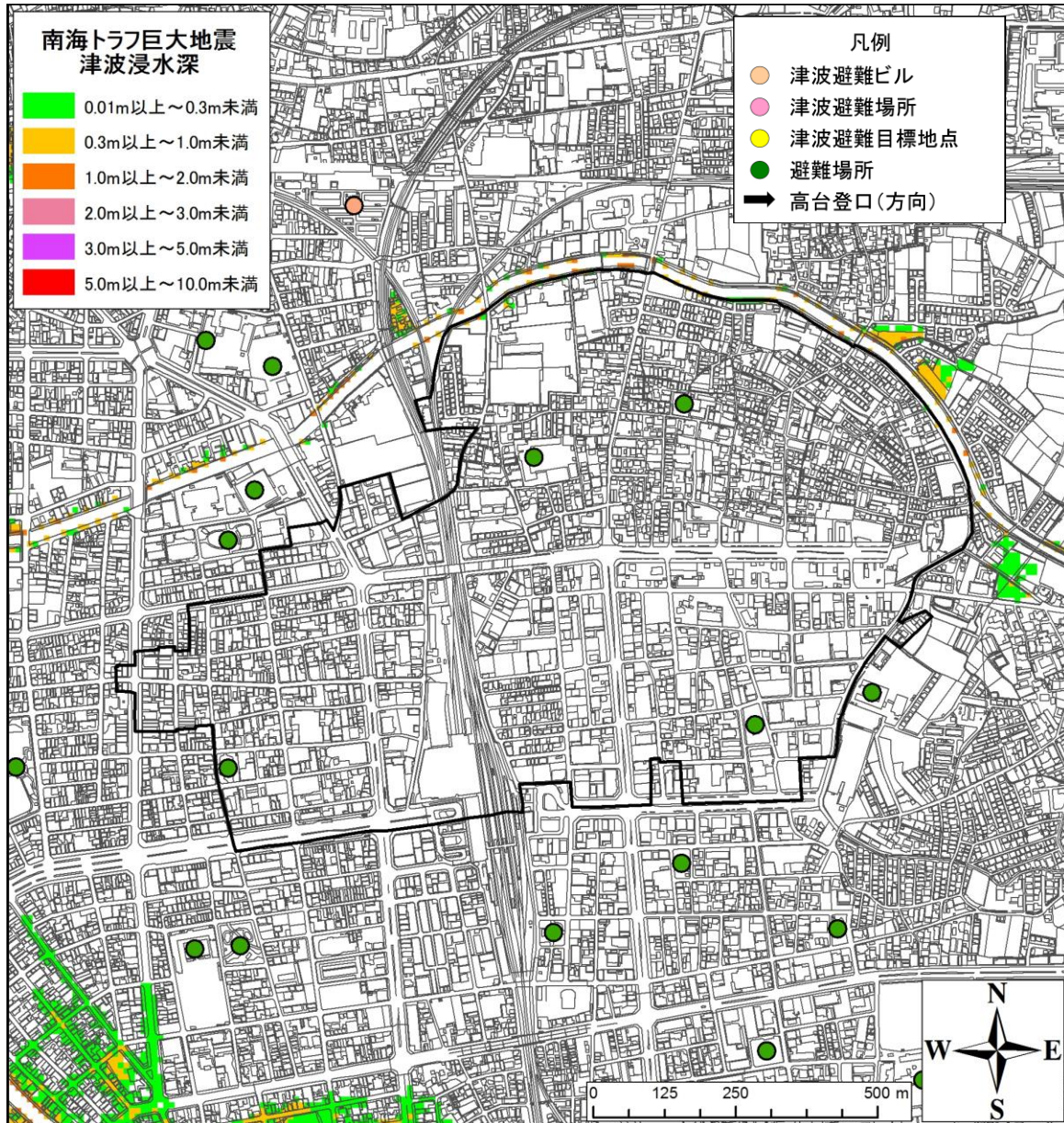


図2 津波浸水想定区域図

第2 避難対象地域

黒田、納定を避難対象地域として設定する。避難対象人口は約1,400人である。

第3 津波到達時間

地区における津波到達時間は、最短80分で浸水が開始する結果となっている。

第4 被害想定

和歌山県が平成26年に公表した被害想定結果をもとに、当該地区の地震・津波による被害の結果を表1に示す。

表1 被害想定調査結果(冬夕方18時風速8m/秒・早期避難しない)

全壊	死者	重傷者	軽傷者
約880棟	約61人	約64人	約260人

第2節 避難に必要な情報の確認

第1 避難体制の構築

1cmの津波が到達するまでの間に、安全な場所に避難するための検討を行う。

第2 避難開始時間、避難歩行速度の設定

地震発生から5分後に避難を開始し、避難行動要支援者の避難や家屋倒壊、道路閉塞等を考慮し、避難歩行速度は毎分30mを基本とする。

また、可能な限り、より標高が高く、より離れた安全な場所をめざすことが重要であることから、より迅速に避難した場合(避難歩行速度:毎分60m)の検証も行う。

【避難可能時間】

$$80分(1cm津波到達時間) - 5分 = 75分$$

【避難可能距離】

- 幅員3m以上の避難路が整備されている緊急避難場所:
 $75分(避難可能時間) \times 60(秒換算) \times 0.5m/s = 2,250m$
- 幅員3m以上の避難路が整備されていない緊急避難場所:
 $75分(避難可能時間) \times 60(秒換算) \times 0.35m/s = 1,575m$
- より迅速に避難した場合:
 $75分(避難可能時間) \times 60(秒換算) \times 1.0m/s = 4,500m$

第3 緊急避難場所、避難経路の設定

津波からの避難は、できるだけ安全な場所(避難先安全レベル2以上)に避難することが基本である。しかし、避難する時間がないなどの緊急時のみ、十分な高さが確保されている場所(避難先安全レベル1)に避難することも考える。

周辺の緊急避難場所を表2(p.6)に、避難経路や避難方向を図4(p.6)に示す。

平成25年3月公表の津波浸水想定を踏まえた和歌山県の緊急避難先の安全レベルの考え方にに基づき、どこの緊急避難場所がより安全であるかをわかりやすく表現するため、各避難先に安全レベルを設定している。

安全レベルの説明図を、右ページ図3に示す。

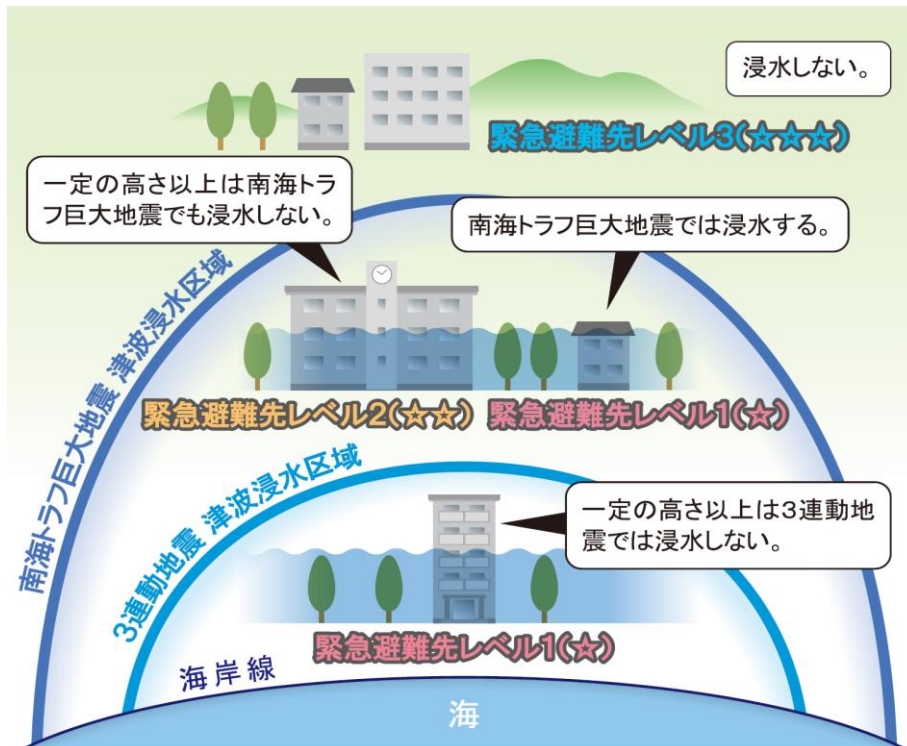


図3 津波避難先安全レベル説明図

表 2 避難先安全レベル 2 以上の緊急避難場所一覧

避難先 安全レベル	名称	住所	避難可能場所
☆☆☆(3)	太田小学校	太田 636	敷地内
	宮北公園	黒田 359-1	敷地内
	宮北小学校	納定 21	敷地内
	黒田公園	黒田 2 丁目 4	敷地内
	城東公園	友田町 3 丁目 29-1	敷地内

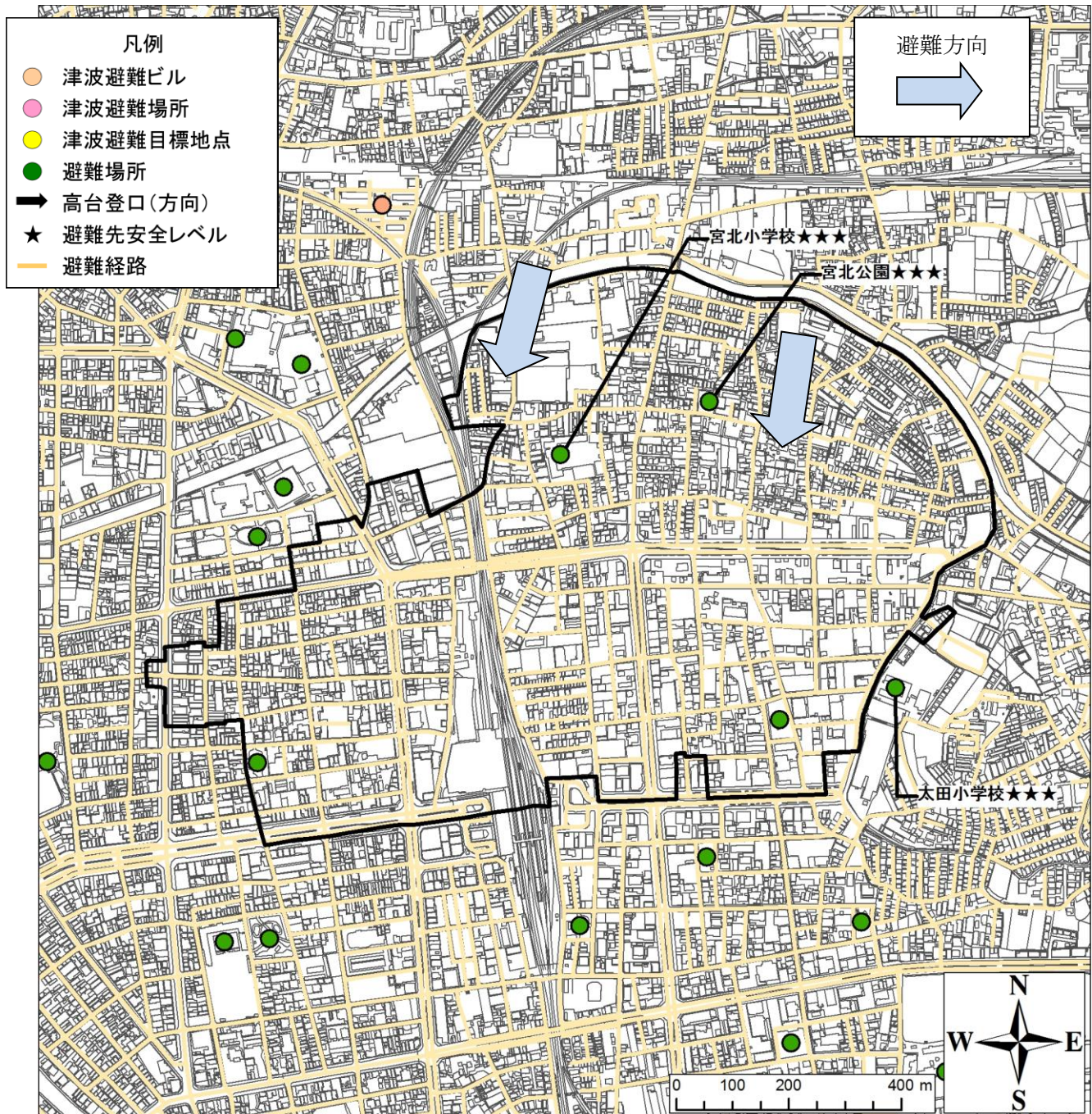


図 4 避難経路図

第3節 迅速な避難の徹底

第1 地震発生から5分後に、毎分30mで避難した場合の避難可能な範囲の検証

緊急避難場所に、地震発生から5分後に、毎分30mで避難した場合に、津波が到達するまでの避難可能範囲を図5に示す。

その結果、地震発生後、すぐ避難した場合、地区全域で避難先安全レベル2以上の緊急避難場所に逃げ切れることが確認された。

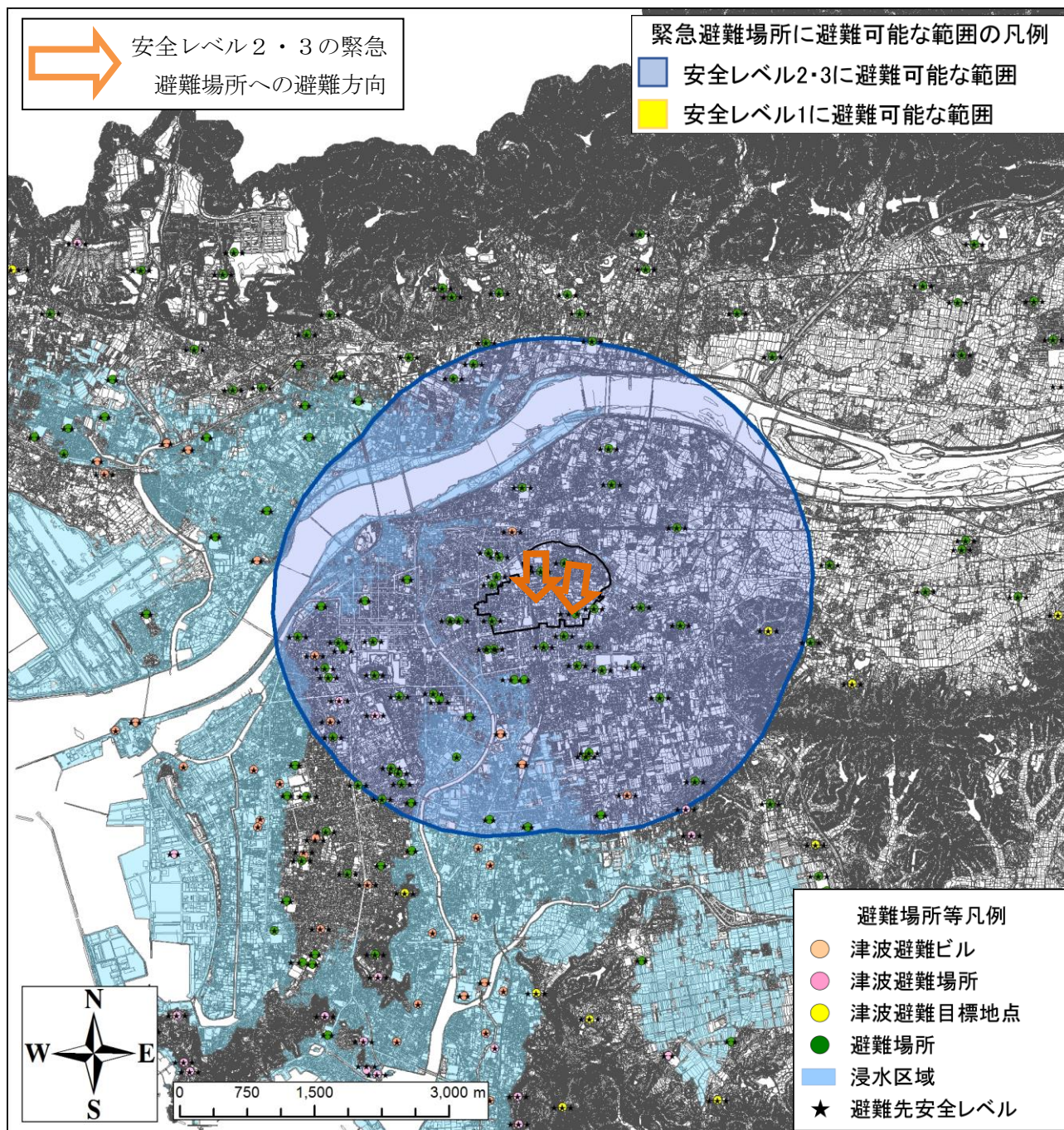


図5 地震発生から5分後に、毎分30mで避難した場合の避難可能範囲

第2 地震発生から5分後に、毎分60mで避難した場合の避難可能な範囲の検証

緊急避難場所に、地震発生から5分後に、より迅速に避難した場合（毎分60m）の津波が到達するまでの避難可能範囲を図6に示す。

その結果、図5と比較して、避難可能範囲が拡大し、より安全な緊急避難場所への避難が可能であることが確認できた。

可能な限り、より標高が高く、浸水想定区域からより離れた安全な場所を目指すことが重要である。

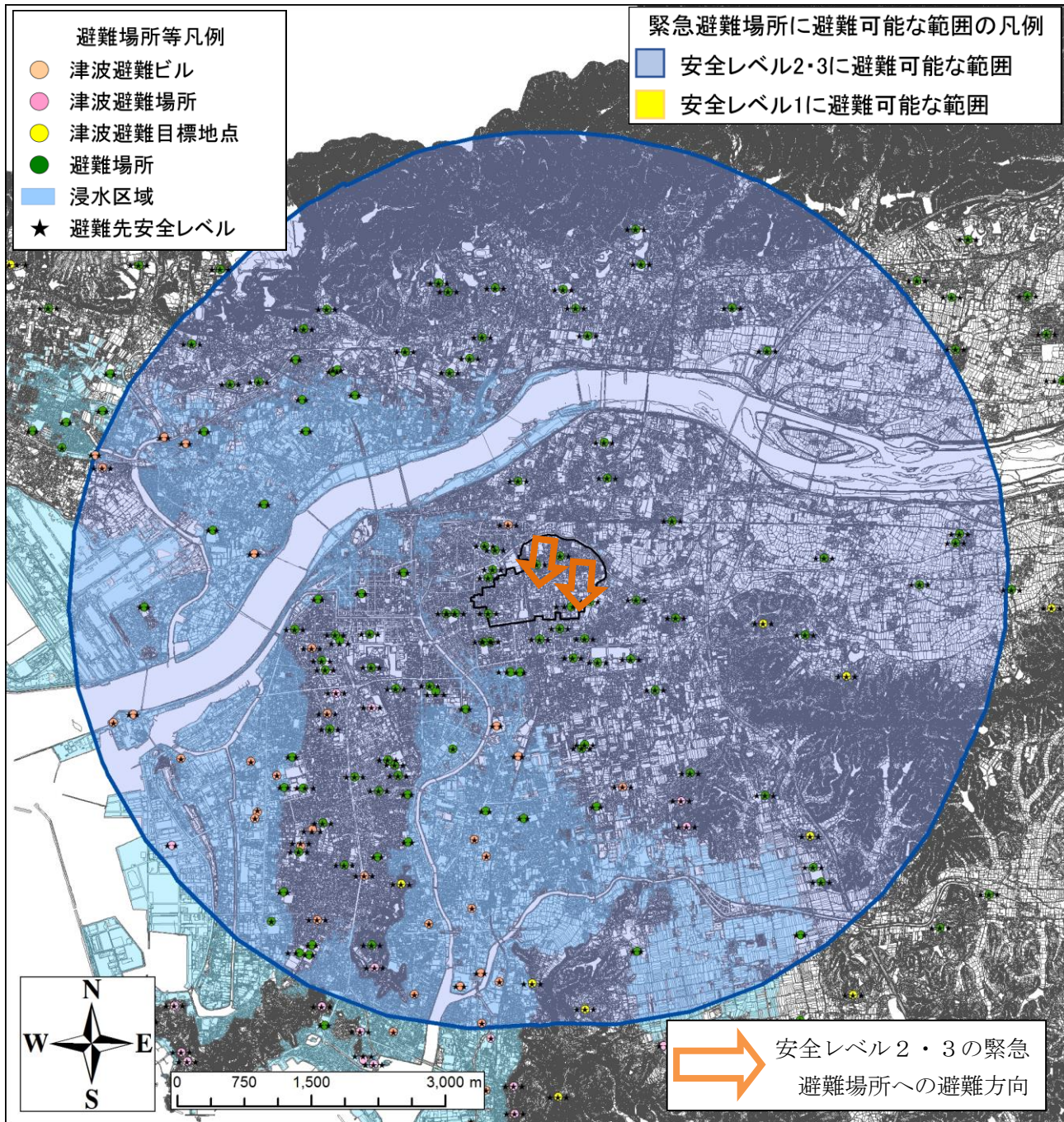


図6 地震発生から5分後に、より迅速に避難した場合（毎分60m）の避難可能範囲

第3 地域の事情を踏まえた避難方法

これまでの検証を踏まえ、地区住民でワークショップを行い、避難経路や避難場所候補の検討を行った。地域の事情を踏まえた詳細な結果は、「検討結果図」に示した。

検討結果図

地域の近隣住民で、避難場所や地区の課題などに関して、ワークショップを実施したことなどを踏まえ、以下の2つのグループにとりまとめた。

これらの地域の実情を踏まえた内容を参考にしながら、避難を行うことが重要である。

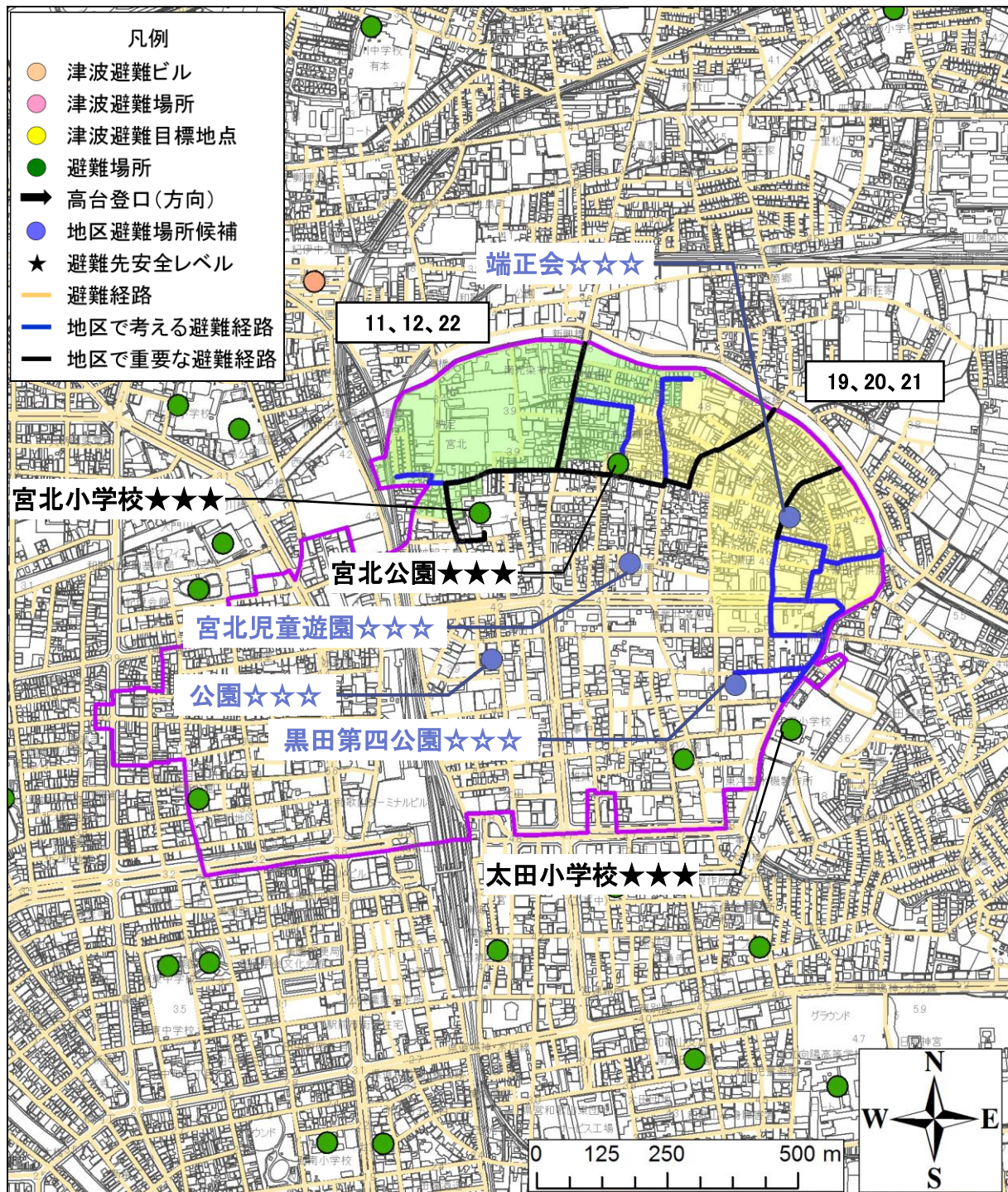


図7 宮北地区グループ分け図

➤ 第11、12、22区

1. 避難場所に関する情報

自治会名	避難場所に関する情報	避難予定 人数(概算)
第11区	宮北小学校	350人
第12区	宮北公園（水道路を境に東側）	200人
	宮北小学校（水道路を境に西側）	190人
第22区	宮北公園	280人

2. 地区の課題に関する情報（危険箇所など）

- ・地域の一部では、古い家屋の倒壊のおそれがある。
- ・地域の一部では、ブロック塀の倒壊のおそれがある。
- ・メインの水道路の交通量が多い。

【MEMO】

3. 検討結果図

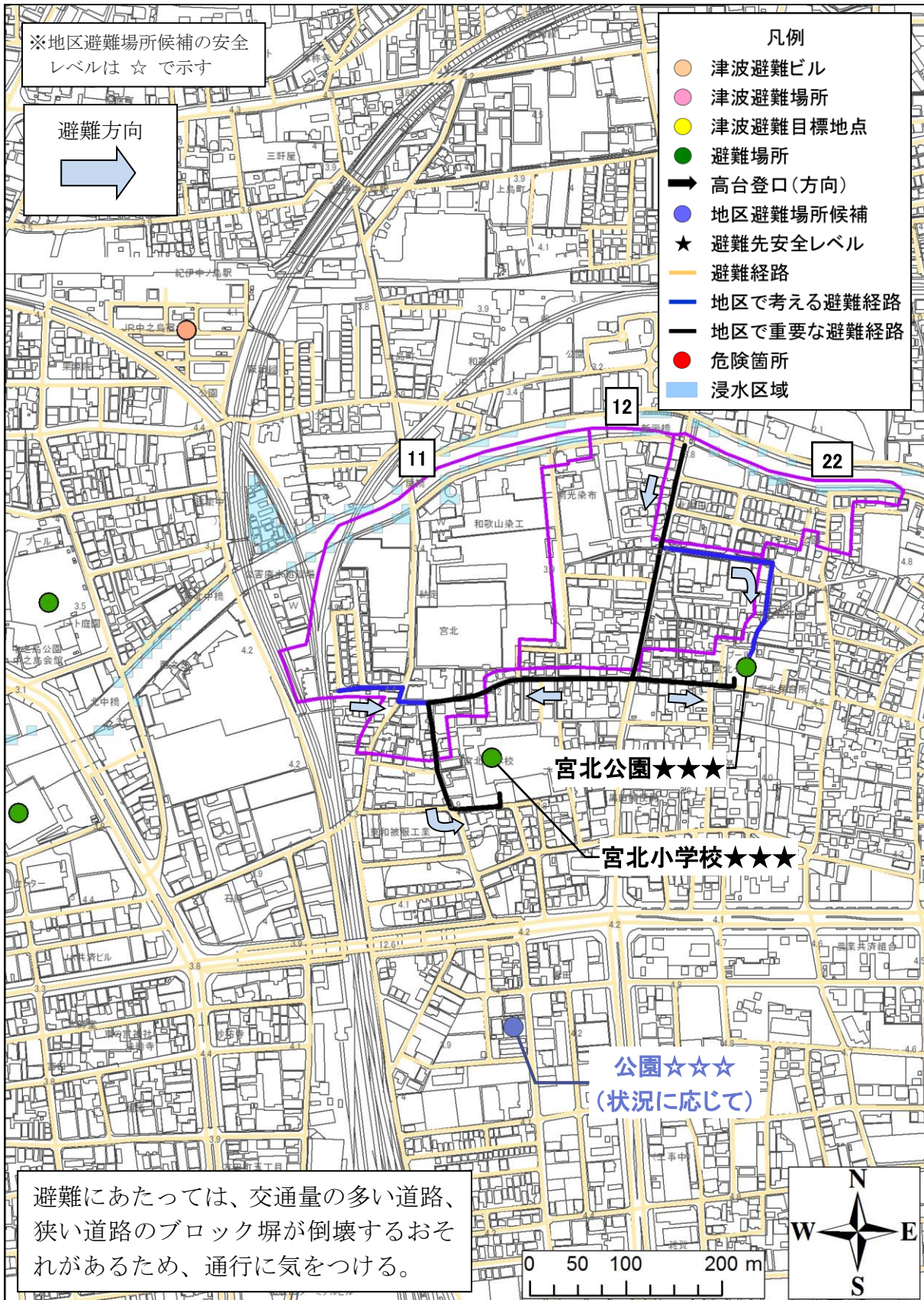


図 8 第 11、12、22 区検討結果図

➤ 第19～21区

1. 避難場所に関する情報

自治会名	避難場所に関する情報	避難予定 人数(概算)
第19区	宮北公園 宮北小学校	150人
第20区	端正会	60人
第21区	太田小学校	40人
	端正会	60人
	黒田第四公園	40人

2. 地区の課題に関する情報（危険箇所など）

- ・道が狭い。
- ・地域の一部では、ブロック塀の倒壊のおそれがある。

【MEMO】

3. 検討結果図

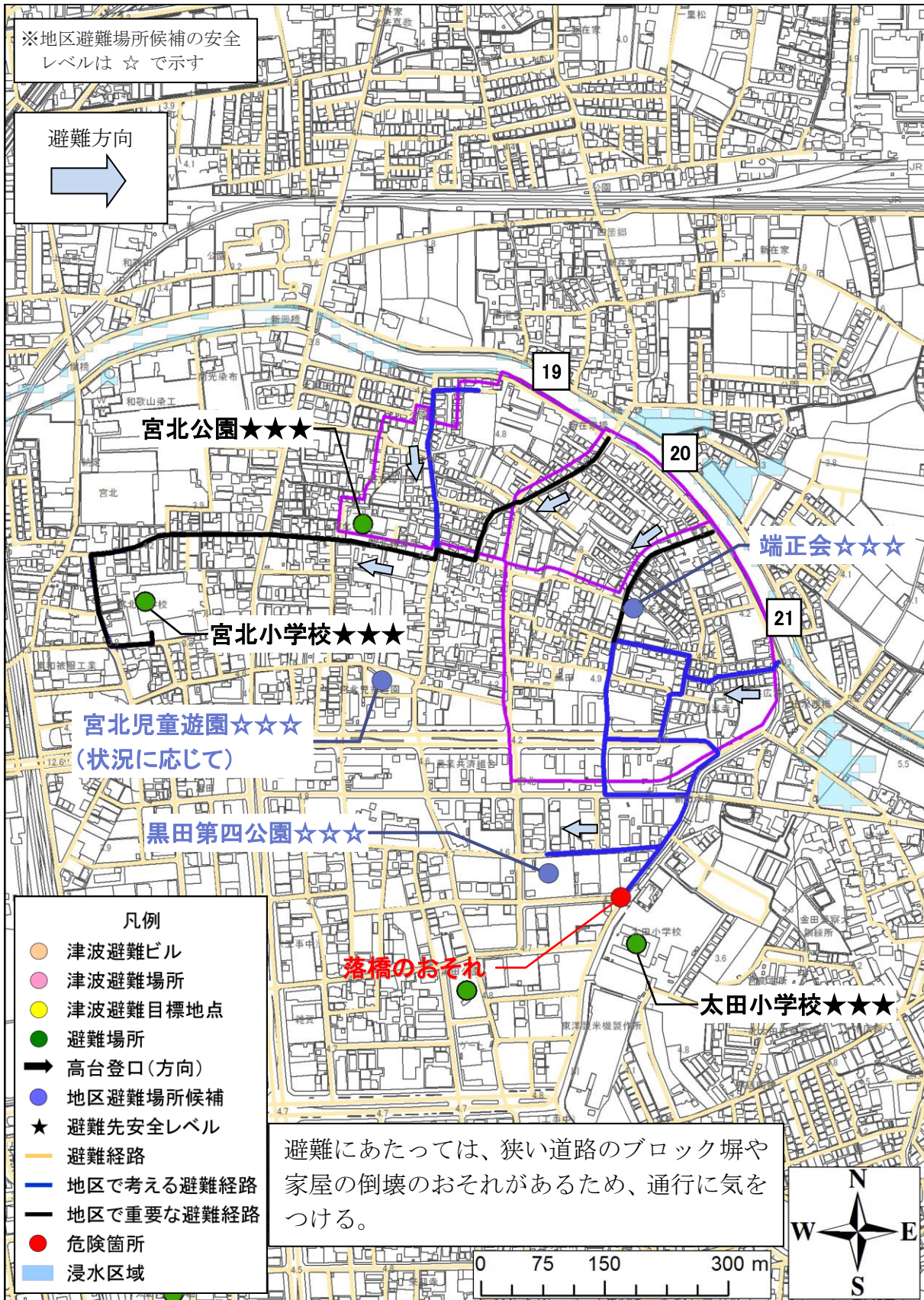


図9 第19～21区検討結果図

③宮北地区タイムライン（地震編）

※震度6弱以上を想定

	経過時間	一般的な出来事	住民	宮北地区防災会
初動対応	発災直後	地震発生 建物倒壊、出火が始まる 停電、断水、ガスが止まる	安全確保 ブレーカーを切る	安全確保 ブレーカーを切る
	1時間まで	避難所開設 救命救急活動 火災が拡大 二次災害の呼びかけ	一時避難	地区防災本部設置 情報収集 安否確認 要配慮者支援 消防分団、防災士と協力し、被害状況確認 避難誘導
応急対応	6時間まで	被害の中心地や範囲が判明	安全な場所へ避難する	避難所開設支援
	1日まで	物資の配布 自衛隊が到着	避難所を運営する	避難所運営体制の構築 備蓄の配付
	3日まで	広域火災が鎮火、 停電解消 ボランティア支援開始 生き埋めなどの生存低下		在宅避難者の把握
復旧期	2週間まで	行方不明者の捜索完了 仮設住宅の建設 水道やガスの復旧		
復興期	1か月後	罹災証明発行 仮設住宅入居開始		

(3) 風水害

① 防災マップ 風水害編

浸水する想定である。

防災マップ 風水害編 本町・中之島・四箇郷・宮北を参照

https://www.city.wakayama.wakayama.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/049/769/menu_1/gyousei/sougo_bosai/bosaimap/page/fusuigai/11_fusuigai_map.pdf

図10 宮北地区防災マップ（風水害）

②宮北地区タイムライン（水害版）

警戒レベル	気象庁が発表	行政	住民	宮北地区防災会
5	大雨特別警報 氾濫発生情報	緊急安全確保	命の危険が迫っているため、今いる場所よりも安全な場所へ直ちに避難する	
4	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 高潮警報	避難指示	全員近くの避難所や自宅の安全な場所へ避難開始	支部や避難所と連携し、必要な支援を行う
3	大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報	高齢者等避難	要配慮者とその支援者は近くの避難所や自宅の安全な場所へ避難開始	
2	大雨注意報 洪水注意報 氾濫注意情報		テレビやラジオ等で気象情報に注意する	インターネット等で情報を収集する
1	早期注意情報			テレビやラジオ等で気象情報に注意する

③大雨時の避難行動

大雨に備え、下記のフロー図を参考に、あなたの避難行動を考えておきましょう。
 自宅周辺の危険な箇所等を確認してください。

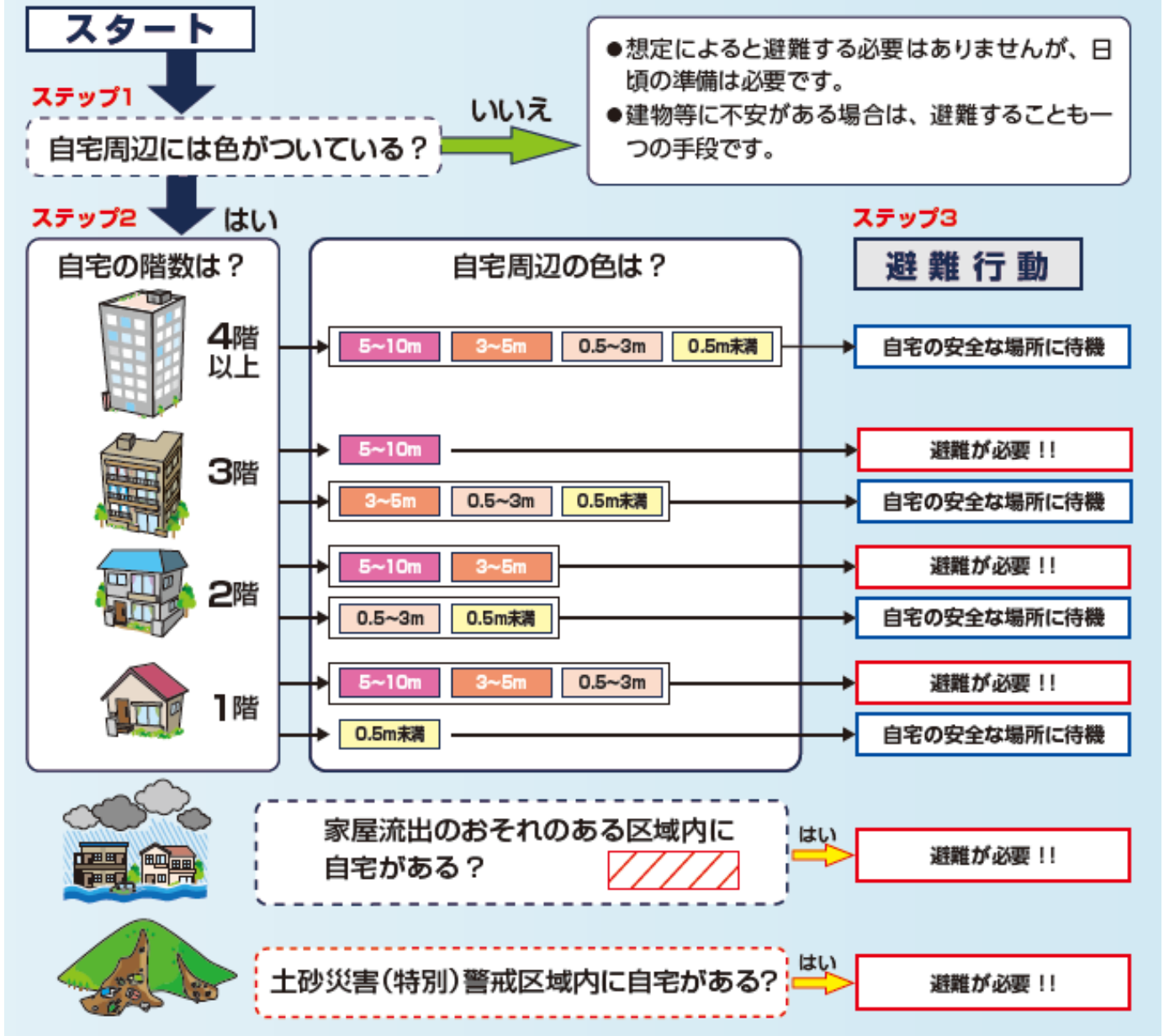


図11 大雨時の避難行動判断フロー図

2 防災活動

(1) 宮北地区防災会規約

(名称)

第1条 この自主防災組織の名称は、宮北地区防災会（以下「防災会」という。）と称する。

(目的)

第2条 防災会は、災害対策基本法及び和歌山市地域防災計画の規定により、自主的な防災活動を行い、災害（地震その他）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(防災会の構成)

第3条 防災会は、地区で組織されている宮北地区連合自治会に所属する者をもって構成する。

(事業)

第4条 防災会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 災害発生時における情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、応急手当及び避難誘導に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 防災資機材の備蓄に関すること。
- (5) 災害時の被災者支援ボランティア授受に関すること。
- (6) その他目的達成のための事業に関すること。

(役員等)

第5条 防災会には次の役員・委員を置く。

- (1) 会 長 1名（宮北地区連合自治会長とする。）
- (2) 副会長 6名（消防分団長及び各ブロック長）
- (3) 会 計 1名（連合自治会）
- (4) 幹 事 若干名（各ブロックのリーダー）
- (5) 監 査 2名
- (6) 防災士 若干名
- (7) 委 員 各ブロックに若干名
- (8) 防災会に顧問を置くことができる。

(役員等の任期)

第6条 役員等の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(役員等の任務)

第7条 会長は、防災会を代表し、災害発生時には、応急対策の指揮をとる。

- 2 顧問は、災害発生時には、会長とともに応急対策の指揮をとる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その任務を行う。
- 4 会計は、防災会の会計事務を行う。
- 5 幹事は、防災会の業務を行う。
- 6 監査は、防災会の会計の監査を行う。
- 7 委員は、防災の啓発活動や防災活動の推進と災害時の連絡調整を行う。

(会議)

第8条 防災会の会議は、定例総会、臨時総会及び役員会（会長、顧問、副会長、会計を言う。）とする。

- 2 定例総会は、原則年1回開催し、総会において役員及び監査の承認を得る。
- 3 臨時総会は、役員会又は会長が認めたとき招集する。
- 4 総会は構成員の2分の1以上が出席しなければ開くことはできない。
- 5 会長は、会議の長となり、議事を進行する。
- 6 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(防災計画)

第9条 防災会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は次の事項について定める。
 - (1) 防災組織の編成及び役割分担に関すること。
 - (2) 防災知識の普及に関すること。
 - (3) 防災会訓練の実施に関すること。
 - (4) 災害発生時における情報収集・伝達、出火防止、初期消火、救出・救護、避難誘導及び炊き出しに関すること。
 - (5) その他必要とする事項。

(ブロック制)

第10条 規約第2条の事業の推進のため、地区内にブロック制を設ける。

- 2 各ブロックの区域は、別に定める。
- 3 各ブロックにブロック長及びリーダーを置く。
- 4 ブロック長は副会長とする。
- 5 地区内に防災会委員を置く。

(専門部会)

第11条 防災会に、必要に応じて専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会の設置は、役員会で決定し細部については、別に定める。

(雑則)

第12条 この規約に定めのない事項で、防災会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

付則

この規約は、平成12年8月1日から実施する。

この規約は、平成28年7月15日から実施する。

この規約は、平成28年9月3日から実施する。

この規約は、令和2年7月10日から実施する。

この規約は、令和3年7月1日から実施する。

この規約は、令和4年7月30日から実施する。

(2) 平常時における防災活動

項目	具体的内容
防災訓練	避難所までの避難訓練や避難所受付訓練などを実施する。
防災講座	和歌山市職員出前講座で「和歌山市の災害と防災対策」及び「マイタイムラインを作ろう～風水害に備えて～」を受講する。
防火、救出・救護の慣熟	消防署が行う「防火・防災の集い」などを通じて、消火器の取扱いやAEDの取扱いを習熟する。
災害への備え	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政と連携し、住宅の耐震化・家具の固定や配置の重要性を周知するとともに、個人宅での備蓄を推奨する。 ・ 避難先や避難経路について家族と話し合う重要性を周知する。
安全点検	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内の危険箇所を確認するために、まち歩きを実施する。 ・ 防災資機材の定期点検を行う。
要配慮者支援体制の整備	地区居住者と要配慮者が顔の見える関係を形成し、災害発生時に迅速に避難できるように、必要に応じて防災訓練の内容を考える。

(3) 中長期的な活動予定

課 題	内 容
担い手の育成	和歌山県主催の防災士育成研修（紀の国防災人づくり塾）へ参加する。
災害時協力井戸の普及	災害時に水道が機能しなくなった場合に備え、生活用水を確保するために、協力井戸の周知・登録を呼びかける。
地区内各種団体との協力・連携	消防団や連絡所と災害時の役割を決めておく。

(4) 防災研修会の実施状況

項 目	具体的内容	実施（予定） 時期
防災研修会	防災会の初動対応	令和3年 7月21日 (水)
	災害時の初動対応、災害現場活動	令和5年 6月28日 (水)
	和歌山市の災害と防災対策	令和5年 10月11日 (水)

(5) 防災訓練の実施状況

項 目	具体的内容	実施（予定） 時期
防災訓練	避難訓練、起震車、消火訓練、AED訓練、炊出し訓練	平成30年 10月13日 (土)
	避難訓練、起震車、消火訓練、AED訓練、炊出し訓練	令和元年 10月5日 (土)

(6) その他の実施状況

項 目	具体的内容	実施（予定） 時期
地区防災計画 の見直し	一年間の防災活動の振り返りを行い、本計画の見直しを行う。	毎年の 総会時

(7) 災害時における防災活動

活動名	活動内容
応急対策の指揮	会長（副会長）及び顧問は、各役員を招集し、応急対策の指揮を執る。
情報収集・伝達	<ul style="list-style-type: none">・地区の被害状況を把握する。・災害が発生または危険が予想される場合、連絡網等を使用して住民に対して避難するように呼び掛ける。
現場活動	<ul style="list-style-type: none">・地区で発生した火災の初期消火を行う。・被災者の救出・救護を行う。
避難誘導	避難者の避難誘導を行う。
要配慮者の支援	要配慮者の安否確認及び避難支援を行う。
避難所の運営	宮北小学校の避難所運営を行う。 <ul style="list-style-type: none">・避難所にて炊き出しを行う。・女性の避難者などへの声掛けを行う。

3 資料編

(1) 災害時の情報入手先

内容	QRコード等
防災情報電話案内サービス 防災行政無線の放送内容を聞くことができる。	0120-077-199
和歌山市防災情報メール 防災行政無線の放送内容をメールで確認することができる。	
和歌山市ホームページ	
和歌山地方気象台ホームページ	
関西電力停電情報	

(2) 宮北地区内防災士資格取得数 (補助金使用)

0人

(3) 宮北地区防災資機材リスト

物 品	数 量	保管 (設置) 場所
FM緊急放送対応ラジオ	3	
携帯簡易トイレ	3	
消臭固化剤セット	20	

(4) 避難行動の考え方




ひなん
「避難」って
何すれば
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。
「避難」とは「難」を「避」けること。
下の4つの行動があります。



**行政が指定した避難場所
への立退き避難**

自ら携行するもの
・マスク
・消毒液
・体温計
・スリッパ 等



**安全な親戚・知人宅
への立退き避難**

普段から災害時に避難
することを相談して
おきましょう。

※ハザードマップで安全か
どうかを確認しましょう。



普段から
どう行動するか
決めておき
ましょう

**安全なホテル・旅館
への立退き避難**

通常の宿泊料が必要
です。事前に予約・
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か
どうかを確認しましょう。



屋内安全確保

ハザードマップで以下の
「3つの条件」を確認し
自宅にいても大丈夫かを
確認することが必要です。

■■■■ 想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある
区域では立退き避難が
原則です。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない
(入っていると…)



流速が速いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります



地面が削られ家屋は
建物ごと崩落する
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い

3・4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢でき、
水・食糧などの備えが十分
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や②水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

出典：「避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）」（内閣府）
(https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/)